

原危管発 第 5 号  
2020年4月6日

原子力規制委員会  
原子力規制庁  
緊急事案対策室長 殿

関西電力株式会社  
原子力事業本部  
原子力安全部長

大飯発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（連絡）

2020年3月27日付け関原発第568号にて届け出ました「大飯発電所原子力事業者防災業務計画」につきましては、国土交通省自動車局の組織再編に伴い、国土交通省の組織が2020年4月1日より変更となること、および福井県嶺南Eコースト計画策定に伴い、当社のエネルギー研究開発拠点化プロジェクトチームが2020年4月1日より嶺南Eコーストプロジェクトチームに名称のみ変更となることから、読み替えが必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点について」に基づく軽易な変更扱いとして、次回修正までの期間、添付資料の通り読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

以上

添付資料

大飯発電所原子力事業者防災業務計画読替表

# 大飯発電所原子力事業者防災業務計画読替表

<p>現行</p>	<p>読替後</p>	<p>説明</p>
<p>別図2-2-5 本店原子力緊急時対策本部要員の非常招集連絡経路 (1/2)</p> <p>(若狭)</p>	<p>別図2-2-5 本店原子力緊急時対策本部要員の非常招集連絡経路 (1/2)</p> <p>(若狭)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福井県嶺南Eコースト計画策定により、当社エネルギー拠点化プロジェクトチームを嶺南Eコーストプロジェクトチームへの名称変更に伴う読み替え</li> <li>正式名称に記載を適正化</li> </ul>

# 大飯発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行	読替後	説明
<p>別図2-2-10 原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路(事業所外運搬での事象発生)</p> <p>事業所外運搬責任者</p> <p>原子力防災管理者 大飯発電所</p> <p>本店</p> <p>東京支社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制庁緊急事案対策室(原子力規制委員会)</li> <li>内閣府(内閣総理大臣)</li> <li>内閣官房(内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付)</li> <li>内閣官房(内閣情報集約センター)</li> <li>内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)付</li> <li>経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課</li> <li>経済産業省近畿経済産業局総務企画部総務課</li> <li>大飯原子力規制事務所(原子力防災専門官、上席放射線防災専門官)</li> <li>大臣官房参事官(運輸安全防災)付</li> <li>&lt;事象発生場所が海上の場合&gt; 国土交通省海事局検査測度課(国土交通大臣)</li> <li>&lt;事象発生場所が陸上の場合&gt; 国土交通省自動車局環境政策課(国土交通大臣)</li> <li>事象発生場所を管轄する都道府県知事</li> <li>事象発生場所を管轄する市町村長</li> <li>事象発生場所を管轄する警察本部</li> <li>事象発生場所を管轄する消防本部</li> <li>事象発生場所を管轄する海上保安部</li> </ul> <p> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 原災法第10条第1項に基づく通報先  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border-bottom: 1px dashed black; vertical-align: middle;"></span> ファクシミリ  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border-bottom: 1px dotted black; vertical-align: middle;"></span> 電話         </p>	<p>別図2-2-10 原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路(事業所外運搬での事象発生)</p> <p>事業所外運搬責任者</p> <p>原子力防災管理者 大飯発電所</p> <p>本店</p> <p>東京支社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制庁緊急事案対策室(原子力規制委員会)</li> <li>内閣府(内閣総理大臣)</li> <li>内閣官房(内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付)</li> <li>内閣官房(内閣情報集約センター)</li> <li>内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)付</li> <li>経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課</li> <li>経済産業省近畿経済産業局総務企画部総務課</li> <li>大飯原子力規制事務所(原子力防災専門官、上席放射線防災専門官)</li> <li>大臣官房参事官(運輸安全防災)付</li> <li>&lt;事象発生場所が海上の場合&gt; 国土交通省海事局検査測度課(国土交通大臣)</li> <li>&lt;事象発生場所が陸上の場合&gt; 国土交通省自動車局安全・環境基準課(国土交通大臣)</li> <li>事象発生場所を管轄する都道府県知事</li> <li>事象発生場所を管轄する市町村長</li> <li>事象発生場所を管轄する警察本部</li> <li>事象発生場所を管轄する消防本部</li> <li>事象発生場所を管轄する海上保安部</li> </ul> <p> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 原災法第10条第1項に基づく通報先  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border-bottom: 1px dashed black; vertical-align: middle;"></span> ファクシミリ  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border-bottom: 1px dotted black; vertical-align: middle;"></span> 電話         </p>	<p>・国土交通省自動車局の組織再編に伴う読み替え</p>

# 大飯発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行	読替後	説明
<p>別図2-2-12 原災法第10条第1項の通報後の報告(連絡)経路(事業所外運搬での事象発生)</p> <p>事業所外運搬責任者 → 発電所対策本部長 → 本店対策本部 / 東京支社</p> <p>報告先(原災法第25条第2項に基づく):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制庁緊急事案対策室(原子力規制委員会)</li> <li>内閣府(内閣総理大臣)</li> <li>関係省庁事故対策連絡会議または原子力災害対策本部</li> <li>内閣官房(内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付)</li> <li>内閣官房(内閣情報集約センター)</li> <li>内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)付</li> <li>経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課</li> <li>経済産業省近畿経済産業局総務企画部総務課</li> <li>大飯原子力規制事務所(原子力防災専門官、上席放射線防災専門官)</li> <li>大臣官房参事官(運輸安全防災)付</li> <li>〈事象発生場所が海上の場合〉国土交通省海事局検査測度課(国土交通大臣)</li> <li>〈事象発生場所が陸上の場合〉国土交通省自動車局環境政策課(国土交通大臣)</li> <li>事象発生場所を管轄する都道府県知事</li> <li>事象発生場所を管轄する市町村長</li> <li>事象発生場所を管轄する警察本部</li> <li>事象発生場所を管轄する消防本部</li> <li>事象発生場所を管轄する海上保安部</li> <li>原子力災害現地対策本部または原子力災害合同対策協議会</li> <li>事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本部等</li> <li>事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部等</li> </ul> <p>連絡先(設置されている場合に連絡):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係省庁事故対策連絡会議または原子力災害対策本部</li> <li>内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)付</li> <li>経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課</li> <li>経済産業省近畿経済産業局総務企画部総務課</li> <li>大飯原子力規制事務所(原子力防災専門官、上席放射線防災専門官)</li> <li>大臣官房参事官(運輸安全防災)付</li> <li>〈事象発生場所が海上の場合〉国土交通省海事局検査測度課(国土交通大臣)</li> <li>〈事象発生場所が陸上の場合〉国土交通省自動車局環境政策課(国土交通大臣)</li> <li>事象発生場所を管轄する都道府県知事</li> <li>事象発生場所を管轄する市町村長</li> <li>事象発生場所を管轄する警察本部</li> <li>事象発生場所を管轄する消防本部</li> <li>事象発生場所を管轄する海上保安部</li> <li>原子力災害現地対策本部または原子力災害合同対策協議会</li> <li>事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本部等</li> <li>事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部等</li> </ul> <p>伝達手段:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ ファクシミリ</li> <li>⋯⋯⋯ 電話</li> </ul>	<p>別図2-2-12 原災法第10条第1項の通報後の報告(連絡)経路(事業所外運搬での事象発生)</p> <p>事業所外運搬責任者 → 発電所対策本部長 → 本店対策本部 / 東京支社</p> <p>報告先(原災法第25条第2項に基づく):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制庁緊急事案対策室(原子力規制委員会)</li> <li>内閣府(内閣総理大臣)</li> <li>関係省庁事故対策連絡会議または原子力災害対策本部</li> <li>内閣官房(内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付)</li> <li>内閣官房(内閣情報集約センター)</li> <li>内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)付</li> <li>経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課</li> <li>経済産業省近畿経済産業局総務企画部総務課</li> <li>大飯原子力規制事務所(原子力防災専門官、上席放射線防災専門官)</li> <li>大臣官房参事官(運輸安全防災)付</li> <li>〈事象発生場所が海上の場合〉国土交通省海事局検査測度課(国土交通大臣)</li> <li>〈事象発生場所が陸上の場合〉国土交通省自動車局安全・環境基準課(国土交通大臣)</li> <li>事象発生場所を管轄する都道府県知事</li> <li>事象発生場所を管轄する市町村長</li> <li>事象発生場所を管轄する警察本部</li> <li>事象発生場所を管轄する消防本部</li> <li>事象発生場所を管轄する海上保安部</li> <li>原子力災害現地対策本部または原子力災害合同対策協議会</li> <li>事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本部等</li> <li>事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部等</li> </ul> <p>連絡先(設置されている場合に連絡):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係省庁事故対策連絡会議または原子力災害対策本部</li> <li>内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)付</li> <li>経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課</li> <li>経済産業省近畿経済産業局総務企画部総務課</li> <li>大飯原子力規制事務所(原子力防災専門官、上席放射線防災専門官)</li> <li>大臣官房参事官(運輸安全防災)付</li> <li>〈事象発生場所が海上の場合〉国土交通省海事局検査測度課(国土交通大臣)</li> <li>〈事象発生場所が陸上の場合〉国土交通省自動車局安全・環境基準課(国土交通大臣)</li> <li>事象発生場所を管轄する都道府県知事</li> <li>事象発生場所を管轄する市町村長</li> <li>事象発生場所を管轄する警察本部</li> <li>事象発生場所を管轄する消防本部</li> <li>事象発生場所を管轄する海上保安部</li> <li>原子力災害現地対策本部または原子力災害合同対策協議会</li> <li>事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本部等</li> <li>事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部等</li> </ul> <p>伝達手段:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ ファクシミリ</li> <li>⋯⋯⋯ 電話</li> </ul>	<p>・国土交通省自動車局の組織再編に伴う読み替え</p>